

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・第6条の4：「設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報」というのは安全保障にかかわる情報もありうると考えられますが、そういった情報を、取得できる可能性のある事業者の国籍要件は厳密に規制すべきではないか。また帰化した人物も規制すべきと考えます。 ・第10条（仮許可の申請）：外国法人でないことを明記すべきでは？ ・第23条（地位の承継の認可の申請）：これについても外国法人への規制は行うべき。	日本のエネルギー市場では、外国企業・外国資本も原則として参入が認められていますが、外為法に基づく規制など一定の場合には規制が課されています。エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、国際ルール等との整合性や経済安全保障の観点も踏まえながら、エネルギー政策を進めていきます。
2	・第15条（設置に関する工事の届出）：届け出て公表するだけでなく、影響を受ける可能性のある利害関係者（漁業者、海運会社、レジャー関連、海底ケーブル運用会社など）への説明も必要ではないか？ ・第24条（許可の取り消し）：15年間「事業を開始」しなかった場合は取り消される規定になっていますが、より短い期間（1～10年）で十分ではないか？また、年数によらず、計画の進捗状況を逐次報告させ著しい遅延が認められる場合は許可を取り消せるようにするべき。	・本法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）による改正後のもの。以下同じ。）第41条において、届出や公表の方法等について経済産業省令・国土交通省令において定めるとされていることを踏まえ、第15条においては届出や公表の方法等について規定することとしています。 ・海外事例における運転開始までに要する期間等を踏まえ、15年間としています。また、本法第40条に規定される設置計画に従って設備の設置、維持管理及び撤去をする義務への違反等については、本法第45条第2項において許可の取消事由として規定されています。
3	・設置募集区域の位置等の公告は、官報及びインターネット等により行うとされています。影響を及ぼし得る業界、企業・団体等への通知も必要かと考えられます。 ・学識経験者から意見聴取については、二人以上としています。何人いても「御用学者」だけから意見を聴いてもしょうがないので、多様な意見が聞けるように、条件設定をすべきです。	・本法第10条第5項等において、公告の方法等について経済産業省令・国土交通省令において定めるとされていることを踏まえ、第1条等においては公告の方法等について規定することとしています。 ・多角的にご意見をいただけるよう、2人以上の学識経験者から意見を聴くこととしています。また、学識者の選定にあたっては、洋上風力発電事業に明るい方も含め専門の異なる学識者を選定する予定です。
4	海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理する過程で取得する情報について目的外的使用を禁じることや、漏洩防止措置を講じることが記載されているが、発電状況、保安の目的で設置するWEB監視カメラ等は一般に公開し、地域住民の情報取得や、事業者の広報的側面での利用も考えられるが、これらについては許容されるのでしょうか？さらに、WEBカメラ自体においても外国製の製品が多く、そういったものが罰則の対象となるのでしょうか？詳細の規定で明確にされるのでしょうか？	本法第17条第2項第14号に規定する当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報（公表されていないものに限ります。）であれば、第6条第2項第4号及び第5号に規定される措置を講じる必要があります。例えば、同項第4号に關していえば、設置及び維持管理する過程で取得する情報が、当該海洋再生可能エネルギー発電事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置を講じる必要があります。ご記載いただいた点については、具体的な目的や状況等が不明確であるため、一概にお答えすることは困難です。 また、ご指摘の罰則に関しては、第6条第2項各号は本法第18条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準、第11条第2項各号は本法第34条第1項第1号の経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準であることから、それらの基準に適合していないことのみを理由に本法第6章に規定される罰則が科されるということはありません。
5	風力発電設備のブレードは耐用年数があり、10-20年後には大量の廃棄物となります。洋上風力はブレードがさらに巨大化するため、廃棄物処理の問題は深刻です。省令案にはこの観点が欠けており、持続可能性の観点からも不十分です。	この省令案においては、本法において経済産業省令・国土交通省令において定めるとされているもの等について規定するものですが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	■ 1. 総括 本改正案は、海域の拡大（EEZ まで含む）と、設備設置の促進に重点を置き過ぎており、海洋生態系・地域社会・漁業・景観の保全という“持続可能性の根本”が著しく軽視されていると考えます。 すでに日本各地、とりわけ北海道では、太陽光・風力の大規模開発に伴う環境破壊が社会問題になっており、その反省が制度に反映されていません。 よって、本改正案には反対し、抜本的な見直しを求めます。 ■ 2. 主な反対理由（専門的観点） 1. 既に陸上で「再生可能エネルギーによる環境破壊」が深刻化している 再生可能エネルギー推進は重要ですが、実際の現場では自然破壊が進んでいる事実があります。 ● 太陽光発電（メガソーラー） 北海道では、森林伐採・地盤改変・土砂流出が問題化。 釧路湿原周辺のメガソーラー計画のように、世界的に重要な湿地生態系に建設が及ぶケースも発生。 保水力低下、希少動植物への影響、景観悪化などの問題が指摘。 ● 風力発電 北海道では、風車建設による**鳥類（特にワシ類・渡り鳥）への衝突死（バードストライク）**が繰り返し報告。 住民からは低周波音による健康影響（不眠・頭痛・倦怠感など）の訴えも出ており、因果関係の科学的検証が不十分。 → このような現実を踏まえるなら、本来は“規制強化”を検討すべきであり、“海域拡大と促進”ではありません。 2. 海洋生態系に対する影響評価が極めて不十分 海は陸域よりも評価が難しく、特に以下の要素が未確立のまま開発が進むのは危険です。 ● 海鳥・海生哺乳類・魚類への影響 洋上風力タービンは、渡り鳥の飛行経路と重なる場合、重大な衝突リスクを生む。 海底の基礎工事（杭打ち等）は、クジラ・イルカ類の聴覚や行動を妨げる衝撃音が発生。 タービン稼働後の恒常的な低周波は、回遊魚の行動パターンに影響する可能性が指摘されている。 ● 海域の利用競合（漁業） 洋上風力が漁場に及ぼす影響（海流、日照、海底地形、水質）が十分に研究されていない。 区域指定が漁業者の生活に直接影響するにも関わらず、制度的に意見反映の保障が弱い。 → 科学的知見が不足している段階で海域を大幅に拡大するのは拙速です。 3. 住民合意プロセスや公告手続が不十分 改正案では「官報・ネットでの公告」を示していますが、実質的な住民説明責任や事前協議の義務ではありません。 海域全体を“国家戦略的エリア”として広く指定される可能性 遠隔地域や漁業者に情報が届かない 実質的な意見提出の場が確保されない 特に北海道のように沿岸漁業が地域経済を支える地域では、より丁寧な合意形成が不可欠です。 4. 既存制度は「開発優先」であり、環境保全の担保が弱い 環境アセスメントの特例・簡略化は、「検証よりも促進」になってしまう危険がある。 国による基礎調査は大切だが、海域ごとの環境特性の違いを十分に反映できる保証がない。 “開発ありき”で制度が設計されると、日本の海洋環境は取り返しのつかないダメージを抱える可能性がある。 ■ 3. 要望（行政に求める具体的対応） 本改正案を採択せず、環境保全優先の枠組みへの再設計を行うこと。 EEZ まで含めた海域拡大は、科学的知見の蓄積と試験的運用を経た段階で検討すべき。 地域住民・漁業者との協議プロセスを“義務化”し、公告だけで済ませないこと。 鳥類・海生哺乳類・魚類への影響評価を国が責任を持って実施し、結果を公開すること。 大規模洋上風力に関して、国際的な自然保護基準（IUCN など）に沿った慎重な運用を行うこと。 ■ 4. 結び 再生可能エネルギーは気候変動対策として重要ですが、**自然と地域社会を壊す形での再生エネルギー導入は「本末転倒」**です。 すでに北海道で起きているメガソーラー・風力による自然破壊や住民への悪影響は、その警告だと言えます。 持続可能性の観点から、本改正案の見直しを強く求めます。	風力発電による動植物等への環境影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき事業者が確認し、適切な環境保全措置を講ずる仕組みとなっています。 また、募集区域を指定する段階では、漁業、海洋環境等について農林水産省や環境省をはじめとする関係省庁に協議を実施し、その協議結果を十分に尊重した上で、国が募集区域を指定することとしています。その上で、国、漁業者をはじめとする利害関係者、仮許可事業者等により、協議会にて議論を行ってまいります。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	風力発電には反対です。 風力発電の発する電磁波の弊害が心配です。 最も弊害の少ない火力発電を推進すべきだと思います。 CO2削減の理論はそもそも日本においては重要視すべきものではないと考えます。 世界の日本弱体化の誘導に乗せられていて日本の存続を危機に晒すことは慎重に考えたいです。	再生可能エネルギーについて、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）では、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされています。 洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれるとともに、事業規模が大きく産業の裾野も広いことから、建設やO&Mを通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。今後とも、本法に基づく協議会等を通じた地域との共生を図りながら案件形成を進めていきます。
8	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令5条2項1号及び10条2項1号（及び対応する様式）（また、今回意見公募のあった対象部分以外についても。） ・意見内容 法人の事業者には申請・届出等の際に、法人番号の提出も行わせた方が良いと考える。 ・理由 法人番号は経済産業省資源エネルギー庁だけでなく他、行政機関（地方公共団体、国土交通省、総務省、財務省・金融庁、内閣府、捜査機関他）や市民・事業者にも利便性があるものであり、その利活用は公正性も高める効果が見込めるので。	いただいたご意見は、今後の運用等の参考とさせていただきます。
9	外国法人の規制をしてほしい。特に23条。	No. 1の回答をご覧ください。
10	・本省令案は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進を主眼としているが、排他的経済水域（EEZ）および沿岸海域が有する安全保障上及び経済安全保障上の重要性についての言及が見当たらない。 海域は、エネルギー政策のみならず、漁業、海運、港湾、防災、国防等と密接に関連する公共空間であり、単一の政策目的のみを前提とした制度設計には慎重さが求められる。 よって、本省令の目的及び背景において、再生可能エネルギーの推進と同時に、安全保障及び経済安全保障の観点を明示的に位置付けるべきである。 ・審査及び運用の透明性について（制度全体） 仮許可、許可、地位承継に係る審査について、考慮される主な審査項目や判断の考え方が明確でない点は、制度運用上の不安要素となる。 特に、安全保障や外国資本に関する審査はブラックボックス化しやすいため、可能な範囲で審査項目の考え方を公表し、制度の透明性を確保することが望ましい。	No. 1の回答をご覧ください。
11	第10条や23条などは、中国などの外国勢力でないことを確認するべきである。この意味で不十分な内容であると感じる。外国勢力とくに日本に敵対しており、かつ国防動員法のような侵略を自国の国民に義務付けるような国は排除すべきであり、その条項を追記すべきである。	No. 1の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	10条と23条には、業者に国籍要件を設けるべきです。中国などの外国事業者に日本を乗っ取られないようにしてください。	No. 1の回答をご覧ください。
13	法律施行規則を作成するに当たって国の安全保障に問題は無いかを常に意識し改定していただきたい。	No. 1の回答をご覧ください。
14	安全保障情報を取得する可能性のある事業者の国籍要件を厳格化すべきです。	No. 1の回答をご覧ください。
15	海洋再生エネルギー事業に外国企業が参入する可能性があるのか、周辺地域のみならず広く国民全体に周知していただきたい。 メリットだけでなく、技術や設備の海外依存化や、エネルギー安全保障が損なわれる可能性、また重要インフラの運営やデータが国外のものになる恐れはないのか、国家安全保障上のリスクについてもその考えを幅広い世代に周知してほしい。	No. 1の回答をご覧ください。
16	日本国の企業、団体のみに制限し、情報漏洩などには罰則を設けるべきだと思う。また、定期的な立ち入り検査を行い、情報収集や電波妨害などに利用されないように監視する仕組みがあると良い。	No. 1の回答をご覧ください。
17	外国法人の規制はすべきであると思います。 日本のインフラ管理は外国資本にまかせるべきではありません。	No. 1の回答をご覧ください。
18	安全保障の観点から、外国企業にかかわらせてはいけないと思います。	No. 1の回答をご覧ください。
19	こんな shouldn't 物に使う税金があるなら、震災復興等やらなければいけない事をなぜ考えられないのか不思議ではない。 いい加減こんな茶番などやめていただきたい。 風力発電や太陽光発電等外国に日本の大切な資産を流すのは即時停止してください。 あなた方が日本人ならば戦って下さい。	No. 1の回答をご覧ください。
20	各条文において、排他的経済水域における再生可能エネルギー施設の建設にあたっては国防上の理由から、またエネルギー政策すなわち国策であるから事業者の国籍要件は厳格にすべきである。 本来ならエネルギー政策に関してはCO2排出量を過剰に意識することなく費用対効果を考えた発電設備を国策として行い、事業は国営とするほうが良いと考える。	1文目に関しては、No. 1の回答をご覧ください。2文目においていただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	私は、この法律案に対して、以下の観点から意見を述べます。この改正案は、海洋再生可能エネルギーの推進を名目に、EEZ（排他的経済水域）への外国資本の参入を容易にし、結果として日本の安全保障を脅かし、税金の無駄遣いを増大させる恐れがあると考えます。グローバリズムの推進は、国内産業の衰退と主権の喪失を招くものであり、強く反対します。増税を避けるためにも、規制を厳格化し、無駄な許可を排除すべきです。 1. 第6条の4：「設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報」についてこの条項では、設備の設置・維持管理で取得される情報が安全保障に関わる可能性を考慮し、事業者の国籍要件を厳密に規制すべきです。現行案では、協議会の合意を許可基準とするものの、外国法人が情報を取得できる余地が残されており、これは国家安全保障の観点から極めて危険です。たとえば、中国の風力発電企業（例：Goldwind社）が海外プロジェクトで海洋データを収集し、南シナ海での人工島建設に悪用した事例のように、日本EEZの海底地形や潮流データが外国勢力の軍事利用に転用されるリスクがあります。反グローバリズムの立場から、事業者を日本国籍の法人に限定し、外国資本の参加を禁止すべきです。これにより、税金の投入される公的支援が外国企業に流出するのを防ぎ、増税回避につながります。鋭く指摘するなら、この条項の曖昧さは、グローバリズムの隠れ蓑で、国内漁業や国防を犠牲にするものです。 2. 第10条（仮許可の申請）について仮許可の申請において、外国法人でないことを明記すべきです。現行案では、事業計画の提出で仮地位が付与されるが、外国法人の排除が明確でないため、欧米や中国の多国籍企業が容易に参入可能です。これにより、国内エネルギー産業の雇用が失われ、日本経済のグローバリズム化が進みます。事例として、英国のオフショア風力プロジェクトで中国資本（例：Huaneng Group）が参入し、現地漁業者の反対を無視して海域を独占したケースがあり、日本でも同様の混乱が予想されます。仮許可を日本法人限定にすることで、税金の補助金が外国に流れるのを防ぎ、国民負担の増税を抑える効果があります。この条項の欠陥は、グローバリズムの推進派が意図的に残した抜け穴であり、国民の主権を売る行為です。 3. 第15条（設置に関する工事の届出）について工事の届出を公表するだけでなく、影響を受ける漁業者や海運会社への個別説明を義務化すべきです。現行案では、協議会の合意を基に届出が済むが、影響当事者への直接説明が不足しており、工事による漁業被害や航行妨害を軽視しています。事例として、オランダの北海風力発電プロジェクトで、工事届出の不十分さから漁業者が操業停止を強いられ、補償訴訟が多発した事例があります。日本では、EEZの工事で外国企業が関与すれば、国内漁業者の権利がさらに侵害され、税金で賄われる補償金が増大します。反グローバリズムの観点から、外国資本の参入を許せば、国内産業が衰退し、結果として漁業支援のための増税圧力が高まります。この条項を強化し、説明義務を課すことで、無駄な紛争を防ぎ、税金の効率化を図るべきです。 4. 第23条（地位の承継の認可の申請）について地位承継の認可においても、外国法人への規制を明確にすべきです。現行案では、事業承継の承認を得るプロセスがあるものの、外国資本による買収を防ぐ規定が弱く、国内事業が外資に乗っ取られるリスクがあります。事例として、デンマークの風力発電事業で、中国企業（例：Envision Energy）が地位を承継し、現地雇用を削減・技術流出を招いたケースがあり、日本でも国防上の脅威となります。グローバリズム反対の立場から、承継を日本法人限定に制限し、外国資本の浸透をブロックすべきです。これにより、税金の長期投入が外国企業に転用されるのを防ぎ、増税を回避できます。この条項の緩さは、グローバル資本の利益を優先するもので、国民の税金を食い物にする構造です。 5. 第24条（許可の取り消し）について許可取り消しの条件として、15年間「事業を開始」しなかった場合を規定していますが、10年で十分であり、短縮すべきです。現行の長期間は、事業者の怠慢を許し、税金で支えられる補助金や調査費用が無駄に費やされます。事例として、米国のオフショア風力プロジェクト（例：Cape Windプロジェクト）で、許可取得後15年近く遅延し、税金補助が数百億円規模で無駄になった事例があります。日本では、外国法人が許可を「棚上げ」し、海域を独占的に抑える可能性が高く、グローバリズムの弊害です。期間を10年に短縮することで、無駄な税金支出を減らし、増税反対の観点から国民負担を軽減できます。この条項の長さは、事業者優遇の象徴であり、国内主権の喪失を招くものです。 以上のように、この法律案はグローバリズムの推進により外国資本の参入を容易にし、安全保障を損ない、税金の無駄遣いを増大させる恐れがあります。国内産業保護と増税反対の観点から、規制強化を強く求めます。ご検討よろしくお願いいたします。	No. 1及びNo. 2の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	事業者の国籍要件は情報の安全保障上もう少し厳密に条件を付加するべきではないか。 届け出を公表するだけでなく関係海洋事業者、漁業者へも説明とある程度のコンセンサスがあると思います。 事業を開始しなかった場合の許可取り消し要件を15年は長すぎるので5年でも良いのではないか。 不動産取引の場合のように当初の日本人申請人ではなく承継人が外国人になるおそれもあることは規制すべきだ。	No. 1 及び No. 2 の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
23	1. 事業者の国籍要件と安全保障について 該当箇所：第6条第2項第4号（および第11条第2項第4号） 意見内容：設備を設置・維持管理する過程で情報を取得できる事業者に対し、厳格な国籍要件を課す規定を設けるべきです。 理由： 省令案では「取得する情報を目的外に利用しないことを確保するための措置」を求めています。これだけでは不十分です。EEZ（排他的経済水域）を含む海域での事業は、海底地形や潮流、船舶の動静など、安全保障に直結する情報の取得を伴います。 第6条第2項第6号（および第11条第2項第6号）において「外国の法的環境等により維持管理の適切性が影響を受けるものではないこと」との規定がありますが、これをより具体化し、資本構成や役員の国籍など、安全保障上のリスクを排除できる事業者に限定すべきです。 2. 仮許可申請における外国法人の規制について 該当箇所：第10条（仮許可の申請） 意見内容：仮許可の申請主体について、外国法人を対象外とする旨を明記、あるいは極めて厳格な制限を設けるべきです。 理由： EEZにおける仮許可は、本格的な事業実施に向けた重要な段階です。 省令案では、法人または団体である場合の役員の氏名や生年月日の報告を求めています。国籍や外資比率に関する制限が不明確です。 日本の主権的権利が及ぶEEZ内の管理を適切に行うため、申請時点で外国法人の関与を厳しく制限する必要があります。 3. 地位の承継における外国法人への規制 該当箇所：第23条（地位の承継の認可の申請） 意見内容：許可を受けた事業者の地位を承継させる場合、承継先が外国法人（またはその影響を強く受ける法人）でないことを認可の必須要件とすべきです。 理由： 当初の認可を適正な国内法人が受けても、地位の承継によって実質的な事業運営主体が外国資本に移行する「バックドア」のリスクを懸念します。 一度許可された事業の継続性を守るだけでなく、国家の安全保障や経済的利益の観点から、承継時にも新規申請時と同等以上の厳格な審査が必要です。 4. 工事届出時における利害関係者への説明義務 該当箇所：第15条（設置に関する工事の届出等） 意見内容：工事の届出・公表に加え、影響を受ける可能性のある漁業者、海運会社、周辺自治体等の利害関係者に対する直接的な説明会等の実施を義務付けるべきです。 理由： 省令案では「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」による公表に留まっています。 しかし、実際の海域利用者である漁業者や海運会社にとっては、情報の公表を知るだけでは不十分であり、船舶の航行安全や漁場への影響について直接対話する機会が不可欠です。 「海洋の多様な開発及び利用との調和に関する事項」を実効性あるものにするためには、双方向のコミュニケーションを担保する規定が必要です。 5. 許可取り消しの期間（15年）の短縮 該当箇所：第24条（許可の取消し） 意見内容：事業を開始しない場合の取り消し基準となる期間（15年）を、「10年」に短縮すべきです。 理由： 省令案第24条第2項では、正当な理由なく事業を開始しない期間を「15年」としています。 海域という公共性の高いリソースを長期間にわたって「場所取り」のような形で死蔵させることは、再生可能エネルギー普及の観点からも極めて非効率です。 近年の技術革新や事業サイクルのスピードを鑑みれば、10年もあれば事業着手の判断には十分であり、より早期の有効活用を促すべきです。	No. 1 及びNo. 2の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	本制度は我が国のエネルギー政策上重要である一方、洋上風力設備は長期間にわたり我が国の海域に設置・運用され、安全保障、漁業、海上交通など多方面に影響を及ぼす性質を有しています。その観点から、以下の点について制度の明確化・強化を求めます。 1. 第6条の4（設備の設置・維持管理過程で取得する情報）について 本条に規定される「設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報」には、海底地形、海象、通信、電力系統、港湾・航路等、安全保障に関わる情報が含まれる可能性があります。そのため、当該情報を取得・管理し得る事業者については、国籍要件や支配構造（実質的支配者）に関する厳格な規制・審査を制度上明確に位置付けるべきと考えます。 2. 第10条（仮許可の申請）について 仮許可の段階においても、実質的には海域調査や情報取得が可能となることから、申請者について「外国法人でないこと」を明記する、又はそれに準ずる明確な制限規定を設けるべきではないでしょうか。 少なくとも、本許可と同等の安全保障上の観点を仮許可段階から適用する必要があると考えます。 3. 第15条（設置に関する工事の届出）について 工事の届出を行い公表するだけでは、実際に影響を受ける可能性のある漁業者や海運事業者には十分な情報が届かないおそれがあります。そのため、関係漁業者、航路を利用する海運事業者に対し、事前の説明や意見聴取を制度上義務付けることを検討すべきと考えます。 4. 第23条（地位の承継の認可の申請）について 事業開始後であっても、地位の承継により実質的に外国資本・外国法人へ事業が移転する可能性があります。本条についても、外国法人への承継制限、実質的支配者の変更に対する厳格な審査など、安全保障上の観点からの規制を明確に設けるべきと考えます。 5. 第24条（許可の取消し）について 「15年間事業を開始しなかった場合」に許可を取り消すとされていますが、長期間にわたり海域が事実上占有されることは、地域利用や他産業への影響が大きいと考えます。事業準備期間としては10年程度でも十分であり、許可の取消し要件をより短期間に設定することを検討すべきではないでしょうか。 洋上風力発電は重要な再生可能エネルギーである一方、安全保障・地域産業・海域利用との調和が不可欠です。本制度が国益を損なうことのないよう、上記の点について慎重な制度設計を求めます。	No. 1及びNo. 2の回答をご覧ください。
25	安全保障に関わる情報もあり得る為、事業者の国籍を厳格にするべきだと考えます。 地位の承継の認可の申請も外国法人への規制が必要です。 また仮許可の申請を第外国法人でないことを明記する必要があります。 届け出を公表するだけでなく、影響を受ける可能性のある漁業者、海運会社などへの説明も必要です。 許可の取り消しについては15年は長すぎです。5年？10年で十分です。	No. 1及びNo. 2の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	該当箇所： 第6条第2項第4号から第6号（情報の管理等） 第11条第2項第4号から第6号（EEZにおける情報の管理等） 第10条（仮許可の申請） 第23条（地位の承継の認可の申請） 意見内容：海洋再生可能エネルギー発電設備の設置維持管理を行う事業者の適格性審査において、安全保障上の懸念を排除するため、事業者の国籍要件や外国資本の影響力を厳格に審査する規定を設けるべきです。特に、第6条および第11条で規定される「外国の法的環境等」の審査や、仮許可（第10条）地位の承継（第23条）の申請において、申請者が外国法人である場合、あるいは特定の外国政府の影響下にある場合の規制を強化し、安全保障上懸念のある主体を排除できるようにしてください。 理由：省令案第6条および第11条では、維持管理の過程で取得する情報の管理や、外国の法的環境等の影響に関する基準が新設されています。洋上風力発電設備が取得する海洋データ（水深、水温、潮流等）や船舶航行情報は、安全保障上極めて重要な情報となり得ます。単に情報の目的外利用を禁じる措置を講じるだけでなく、そうした情報を取得し得る立場になる事業者そのものの国籍要件を厳密に規制しなければ、実効性のある安全保障対策とは言えません。特に排他的経済水域（EEZ）という主権的権利の及ぶ海域においては、外国法人等の参入に対して慎重かつ厳格な審査が必要です。 〔御意見 2〕 該当箇所： 第24条（許可の取消しに係る期間の設定） 意見内容：正当な理由なく事業を開始しない場合に許可を取り消すことができる期間について、省令案では「十五年」と定めていますが、これを「十年」程度に短縮すべきです。理由：第24条において許可の取消しに係る猶予期間が15年と設定されています。しかし、公共財である海域を、事業未着手のまま15年もの長期間にわたり特定の事業者に占有させることは、海域利用の効率性を著しく損なうおそれがあります。技術革新のスピードが速い再生可能エネルギー分野において15年は過大であり、早期の事業開始を促すためにも10年程度が妥当と考えます。 〔御意見 3〕 該当箇所：第1条（区域の公告） 第15条（設置に関する工事の届出等） 意見内容：区域指定の公告（第1条）や設置工事の届出内容の公表（第15条）について、その手段を「官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」とするだけでなく、影響を受ける可能性のある漁業者、海運会社、関連団体等への「直接的な通知」や「説明」を行うことを義務付けるべきです。 理由：省令案では公表手段として官報やインターネット等が挙げられています。しかし、海域の利用実態を踏まえれば、インターネット等を常時閲覧しない関係者も想定されます。工事や区域指定は既存の漁業権や航路に多大な影響を及ぼすため、影響を受ける業界や企業への能動的な通知・説明を行わなければ、現場レベルでの安全確保やトラブル防止は困難です。 〔御意見 4〕 該当箇所：第4条（学識経験者からの意見聴取） 意見内容：学識経験者の意見聴取について、「二人以上の学識経験者」という人数要件に加え、選定される専門家の「多様性」と「中立性」を担保する選定基準を設けるべきです。 理由：第4条では意見を聴く専門家の人数のみが規定されています。しかし、形式的に人数を満たすだけでは不十分です。特定の立場に偏った意見（いわゆる御用学者）のみが採用されることを防ぎ、多様かつ客観的な知見を反映させるため、利害関係のない中立的な専門家を含めるといった質的な要件が必要です。	No. 1、No. 2及びNo. 3の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
27	本事案に関する申請や更新などの手続きに関係する法人は日本企業のみとし、国籍要件の厳正化を求めます。また事業開始まで約15年は猶予がある点についても、5年以内に開始がない際は白紙とする、水力発電に関する部品類は日本製を使うなどの要件を求めます。また関連する自治体への事前相談も開けた形で検討段階から開催してほしいです。	No. 1、No. 2及びNo. 6の回答をご覧ください。
28	第二条 公告に当たっては別途漁業関係者（関係漁業組合）、海運業者、また国防の観点から海上保安庁（国交省内で展開）・防衛省にも個別説明をするべき 第三条 第二条に同じく、先述の関係機関に個別説明すべき 第四条 防衛、海洋気象、水産、物流、海洋土木の観点での議論が欠かせないため、5人以上（その他考えられる部門があれば部門数に併せて増）が必要ではないか。併せて推進派のみの学識経験者で構成されることを防ぐべく、利害関係にある分野から人選するよう条件明記をするべきではないか。 第五条第二項、第十条第二・第三項 役員ではなく代表者または代理人の氏名・生年月日・日本法人または日本国籍である旨、その他必要な事項とすべきである（住所や国籍をその他必要な事項で纏めない。また国防上外国法人・外国籍は認めてはならない）。 第六条第四・第五項 情報管理に当たっては秘密保持に掛かる契約または協定なる物（違反時の罰則規定あり）を書面にて締結するべきである。 第十五条第二項 第二条や第三条の意見に記載の通り、関係機関に個別説明すべき 第二十三条 第五条、第十条の意見に記載の通り、国防上外国法人・外国籍は認めてはならない	No. 1及びNo. 3の回答をご覧ください。第6条第2項第4号及び第5号に関するご意見に関しては、今後運用を検討する際の参考とさせていただきます。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
29	本改正案は、排他的経済水域（EEZ）への拡大および外資参入を前提としながら、安全保障上の実効的な「主権確保」、経済的な「全コスト評価」、および政策失敗時の「制度廃止（出口戦略）」の設計が極めて不十分である。国民負担の増大と国防上のリスクを回避するため、以下の要件を省令または運用指針に明文化することを強く求める。 【詳細な意見】 1. 安全保障およびシステム主権の確保について（第6条の4、第10条、第23条等関係） 現行案は「情報の漏洩防止」に矮小化されているが、真の脅威は「システムの乗取り」や「法的抵抗による主権侵害」である。 物理的制御権の強制：維持管理基準において、海外からのリモートアクセスを物理的に遮断できる「国内完結の制御システム」および「ハードウェア・キルスイッチ」の設置を義務付けるべきである。 国際投資仲裁（ISDS等）の権利放棄：許可条件として、有事の際の防衛上の判断（停止・破壊・撤去命令）に対し、国際投資仲裁等による損害賠償請求権をあらかじめ放棄する旨の誓約を求めるべきである。 さもなくば、外資資本が日本の国防判断を法的・経済的に拘束する「抵抗の手段」を与えることになる。 実質支配者（UBO）の継続審査：形式上の国籍規制のみならず、資本の背後にいる実質的な支配主体を継続的に監視し、安全保障上の懸念が生じた際は即座に許可を失効させる条項を設けること。 2. 経済的自律性の担保と「全コスト」の評価について（全般） 欧州等の「成功例」は浅瀬・安定した風況という条件下の限定的事例であり、台風・急深な海域・地震等のリスクを抱える日本にそのまま適用することは経済合理性を欠く。 統合コスト（TSC）の開示：募集区域の指定にあたり、単なるLOE（発電原価）ではなく、系統増強・調整力確保（バックアップ電源維持）を含めた「統合コスト」を算出し、原子力等の既存電源と比較公表することを義務付けるべきである。 撤去費用の全額事前信託：事業者が倒産や有事放棄をした際の「逃げ得」を防ぐため、事業開始前に推定撤去費用の全額を国が管理する信託口座に供託させることを許可の絶対条件とすべきである。 3. 海上防衛および有事の障害排除について（第15条、第26条、募集区域指定関係） 洋上風力設備は有事において「動かせない障害物」となり、自衛隊の活動を物理的に制約し、他国のハイブリッド戦の拠点となるリスクがある。 防衛当局による拒絶権：防衛レーダーや哨戒活動への干渉について、抽象的な各省協議ではなく、防衛当局が「不適合」と判断した海域を募集区域から自動的に除外する基準を明文化すること。 有事の無条件撤去：有事において軍事上の障害となる場合、事業者の財産権を公共の福祉に基づき制限し、迅速に排除できる法的・契約的枠組みを事前に構築すること。 4. プロセスの透明性と「制度廃止」を含む出口戦略について 制度自体が自己保存と拡張の傾向を持つことを鑑み、成果が国民利益に反すると判明した際の「退場ルール」が必要である。 ハード・サンセット条項（自動停止）の導入：施行後5年ごとに第三者評価を行い、以下の指標を満たさない場合は、新規募集の自動停止および制度そのものの廃止を含む法的措置を義務付ける規定を置くべきである。 統合コストが原子力等の既存電源を継続的に上回っている場合。 目標とする稼働率やコスト低減が達成されず、国民負担が増大し続けている場合。 専門家選定の厳格化：学識経験者の意見聴取において、利害関係の開示を義務付け、防衛、海運、電力系統コストの批判的検証を行う専門家を必ず含めること。	No. 1、No. 3、No. 5、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	昨今の再エネ乱立について憂慮している国民の一人です。 メガソーラーなどで、国民一人一人が意識を持つ大切さを痛感しました。 今回の洋上風力についても、意見いたします。 まずら洋上風力は自然への影響が大きく、その悪影響について公示されているものが少ないのは問題だと思えます。 設置についても、ビジネスをしている会社の国籍を明確にすべき、そして日本の領海で外国の会社がビジネスをしてはいけないと思います。防衛の意味も、また自国の自然保護のためにも。メガソーラーもしかし、特に外国がらみは日本の自然環境など気にせず自然破壊をし、切り売りし、投資案件にしてバラバラにしています。同じ事を風力発電、洋上でも行ってしまいます。メガソーラーのように後から取り締まりはできません、では地域の住民、国民として納得できません。 外国ビジネスは厳しく取り締まっていたきたい。国籍を明らかにし、日本での再エネビジネスを制限する法律を整えてほしい。 また、もし計画などあったら、その地域の住民、漁業関係者、自治体、影響を及ぼす可能性のあるすべての人に前もって十分な時間がある公示をすべきです。 そして、学識者だけでなく、あらゆる人から意見聴取、漁業、生物、一般の研究者など、 広い意見をあらかじめ取りまとめなくては公平性が無いと思います。 親として、子供の未来に不安を残す風力発電、洋上風力などの再エネは、国民にとっては防衛、自然破壊からもストップをかけるべきと強く希望します。	No. 1、No. 3、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
31	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する・・・」から「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する・・・」になっていますが、 促進することに決まっているのでしょうか?風力発電については健康被害、環境破壊、発電コストに対するの非効率性などいろいろな問題の指摘のある中、「促進」と決めつけられるのは納得できない気持ちです。 洋上風力発電の是非についてはまだまだ検討していただきたい。 法律文の中に、コストに見合っているのか?環境にどんな影響が出ているのなど、常に状況を見ながら、その結果を国民に広く知らせ、必要に応じていつでも中止するというような文言をいれて欲しいです。 ・ 区域指定の広告が官報とインターネットとなっていますが、それに加えて、その地域の自治体、影響が考えられる所の事業者、住民に直接知らせるべきです。 また大手メディアを使って、正しく広く、くり返して知らせてほしいです。知らないうちに、それぞれの人にとっての大事な海が壊されてしまうことは避けるべきです。 ・ 発電事業者になれるのは日本人・日本法人に限ると明記するべきです。 海洋に大規模な設備を設けるためにいろいろ調査が必要になるはずで。その中には国家安全保障上の重要な情報も多数あると思われます。 それを外国人や外国法人にさせては絶対にいけないと思います!!!	No. 1、No. 3、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
32	本改正案について、再生可能エネルギー推進の趣旨自体は理解しますが、外国資本の関与、自然破壊・生態系への影響、音の問題、さらに将来のメンテナンス及び撤去・回収に関する責任の不明確さ について、制度的な歯止めが不十分である点に強い懸念を表明します。 第一に、海域は国土と同様に主権・安全保障・国民生活と不可分の公共資産であり、外国資本が実質的に関与又は支配し得る事業により、我が国の海域利用が長期にわたり左右されることは極めて慎重であるべき です。 表面的に日本法人であっても、最終的な資本構成や意思決定権が外国にある場合、環境保全や地域との共生よりも事業採算が優先されるリスクを否定できません。 第二に、洋上風力発電設備の設置に伴う海底掘削、基礎構造物設置、送電ケーブル敷設は、海底環境の改変、底生生物の生息地喪失、漁場への影響 を引き起こす可能性があります。これらについて、短期的評価にとどまらず、長期的かつ累積的な環境影響を継続的に監視・検証する制度 を明確にすべきです。 第三に、設備の稼働に伴う低周波音や海中音が、魚類・海棲哺乳類・回遊生物に与える影響 については、科学的に未解明な点が多く残されています。一度生じた生態系への影響は回復困難となる可能性があるため、影響が確認された場合に事業の見直しや停止を行える仕組みが不可欠です。 第四に、風力発電設備は長期にわたる運用を前提とする一方、老朽化、故障、災害被害等により、将来的に大規模なメンテナンスや撤去・回収が必要となることは避けられません。 その際、 ・誰が責任主体となるのか ・費用は誰が負担するのか ・海底構造物や送電ケーブルは完全に撤去されるのか といった点について、事業開始前の段階で国民に対し明確に説明される必要があります。 第五に、特に外国資本が関与する事業において、事業者撤退や倒産等が発生した場合、設備の放置や撤去費用が国民負担となる事態を防ぐための保証制度や担保措置 を、施行規則において明文化すべきです。 以上より、本改正案については、単なる再生可能エネルギー導入や海域利用の促進ではなく、外国資本による実質的支配を防止し、自然環境・生態系・地域生活を守り、さらに将来のメンテナンス及び撤去まで含めた責任ある制度設計 に立ち戻った再検討を強く求めます。	No. 1、No. 5及びNo. 6の回答をご覧ください。
33	(1) 高コスト及び技術面の困難の課題 ・設備・部材・特殊船舶を海外から調達（防衛の観点からも懸念あると考えます） ・設置したとして、「洋上」となると、遠距離であるだけで、様々なコストがかかりすぎる ・撤去費用が十分考慮されていない (2) 環境・景観への問題 ・景観を損なうのは言うまでもない。 ・振動や騒音、電磁波などによる生物への悪影響が考えられる。 どのような観点から考えても、到底納得できるものでない。	No. 1、No. 5及びNo. 6の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
34	太陽光パネル発電のように ・書類さえ整えば誰でもかかれでも参入可能 ・公金受領ありき（受領したらやり逃げできる）にならないよう、 ・参入する会社、法人の身元を厳しくチェックする（日本企業に留める） ・具体的で合理的かつ公平な事業計画を示し、その事業計画も精査し 少なくとも成果をない、認められないのに公金が自動的に流れない仕組みを固める ・環境保全の責任（環境負荷のみならず、住民の健康被害など）も参入企業が持つことを明記する など、参入を難関にするべき	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
35	【意見内容】 風力発電の導入を優先するあまり、日本の海洋環境や国民の健康、および将来的な撤去責任が疎かになることを強く危慮します。特に外資系企業や営利のみを目的とする無責任な事業者の参入を許さないよう、以下の通り認定基準の厳格化を求めます。 1. 外資系企業の無責任な撤退・倒産逃れを防止する措置（第21条関連） EEZへの拡大に伴い巨大な海外資本の参入が予想されますが、事業終了時や事故発生時の責任の所在が不明確です。外資系企業が日本法人を倒産させ、海外の本社に利益のみを移転して撤退する「逃げ得」を許せば、将来的に巨大な産業廃棄物が日本の海に放置されることとなります。 第21条（認定基準）において、以下の条件を必須とすべきです。 ・撤去費用の全額事前預託：事業開始前に、第三者機関が算定した撤去費用の全額を国内の信託口座等へ預託することを義務付けること。 ・親会社による無制限連帯保証：事業主体が外国資本、または外国法人の子会社である場合、海外の親会社が日本国内でのすべての賠償および撤去責任を負う誓約を認定の絶対条件とすること。 2. 環境破壊および健康被害に対する責任の明確化（第17条、第21条関連） 風力発電設備による低周波音、水中騒音、電磁波が人体や漁業資源に与える影響は未だ解明されていない点が多く、企業側の予測データだけでは不十分です。 第17条および第21条の認定要件に、以下の項目を追加してください。 ・実測データの公開：稼働後の低周波音 ・水中騒音について、第三者機関による計測を行い、そのデータを常時一般公開すること。 ・無過失賠償責任の義務化：因果関係の証明が困難な場合であっても、健康被害や漁獲量の著しい減少が生じた際には、事業者がその損害を補償する責任を計画書に明記させること。 3. 協議会における反対意見の排除防止（第10条関連） 第10条で定める利害関係者の範囲を、直接の沿岸部だけでなく、低周波被害が想定される周辺住民や、海域を利用する広域の漁業関係者まで含めることを明文化してください。効率性を優先して反対意見を切り捨ててことは許されません。 4. 安全保障と国益の保護 日本の海域という重要なインフラを海外資本に長期間独占させることは安全保障上のリスクを伴います。公募の審査基準において、日本国内への技術蓄積および国内に責任の基盤を持たない企業が実質的に参入できない、世界で最も厳しい水準のハードルを設けるべきです。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
36	選定事業者（個人含む）は日本人もしくは日本企業（外国人持株保有率50%以下）に限るべき。 漁業及び漁業業者への影響や配慮はすべきであると思います。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
37	まず、事業者の国籍要件はどうなっているのか また、関連する漁業者、企業への理解を得られるのか、説明する責任がある。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
38	設置及び維持管理に関わる海洋情報は、安全保障にかかわる重要性があります。 事業者の国籍はもちろん、日本人を利用したダミー会社を選定しないよう、厳重な審査を希望します。 影響を受ける漁業者や、海洋企業への説明、理解をしっかりと得てからでなければならぬ。 そもそも自然破壊じゃ？ 生物系の影響調査をしっかりと行い、御用学者ではなく、幅広く意見を求めた上で地球に優しい事を求めます。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
39	海外では洋上風力発電の様な再エネ事業から撤退している国もあるのにそれでも再エネ事業を促進するのなら、せめて環境に最大限配慮して下さい。影響を受けるであろう漁師さん達の許可ももらって下さい。あと、外国の法人にはまかせないで下さい。危ないです	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
40	国民の声を聞いてください。 すでに様々な再エネ計画を実行されている地元住民の反応はどうでしょうか。 儲かり、利益を得ているのは国民ではない現状です。 そしてすでに恩恵をいただいている自然を削って得るエネルギーの供給方法には賛同できません。 理由はその代償があまりにも大きく、受けるのは今の子供たちの世代であるからです。 未来に負の財産を残す大人はカッコ悪い。 参政党さんや色んな議員さんが、先を考えたエネルギー供給案を何点か出されています。 日本は自然も守ってエネルギー供給もできる。 取り入れる機械や、工事が外資寄りになっている政府の体制には、国防の視点でも安心できません。 メリット、デメリットどちらも明らかにした上で、影響を受ける国民、地元民と共に判断してほしいです。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
41	これらを設置するにあたり、漁業関係者などに説明をされているのでしょうか？ また、安全保障について情報をきちんと把握や対応できるようになっていますか？ 外国法人だと安全保障など不安があります。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
42	日本の国防拠点や離島に近い海域を事業者に独占させるのは危険です。区域指定の際は防衛・安全保障の専門家の意見聴取を必須にしてください。	No. 1及びNo. 6の回答をご覧ください。
43	EEZへの拡大も含めて、洋上風力発電の設置は中止すべきと考えます。理由は 1) 台風災害の多い日本に風力発電は適しない。 2) 発電風車が日本製でないものを導入するのはエネルギー安全保障上問題である。 3) 日本の平均風速は欧州に比べて弱いので採算が取れない。 4) 海上であろうが日本の景観を壊す大規模な工作物は設置すべきでない。 5) 風車の寿命は短く、維持費用が莫大になる。 6) 維持等を含めたら火力発電よりコストが高くなり、再エネ賦課金がさらに国民苦しめる。 7) 米国は脱炭素の方針転換で風力発電の新規建設を中止にした。 以上	No. 1、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
44	海上風力について、人の手が入ることで自然環境への負荷を懸念します。特に再生可能エネルギーと称して多くの自然が失われて、結果として人が及び生物がいきづらくなり、多くの資源が失われている状況を目にします。 また、海外企業の参加により本来の国益も損なわれないよう対処する事も必須と考えます。 手をつけていない場所を荒らすのでなく、自分たちがいる場所を有効に見直すことを先に取り組んで行く方がいいと考えます。	No. 1、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
45	海洋再生可能エネルギーをする事により、メリットがあるのでしょうか？実際、日本の土地でのメガソーラー問題も原発がダメだからと再生可能エネルギーに転換して行った先に結局は自然も壊されて、電気代も上がり何が良いのか理解に苦みます。海に浮かべるものは日本製ですか？他国の経営者や他国の物を浮かべて海の中の情報等を勝手に調べてるのではないかと非常に不安に思います。安全保障を考えるととても危険ではないかと思ひます。先にも述べましたが、再生可能エネルギーはメリットがあるのか？もう一度立ち止まり考え頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。	No. 1、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
46	1. 総論（立場の明示） 本改正法案は、洋上風力発電の導入を加速することを主眼とした制度設計となっておりますが、その一方で、環境保全、国民負担、政策目的の妥当性および制度運用の透明性といった点について、なお慎重な検討が必要であると考えます。現時点では、本法案には多くの懸念が残されており、拙速な制度推進には反対の立場を表明いたします。 2. 環境影響に関する懸念 本改正では、国が主体となって海洋環境等調査を行い、その結果をもって促進区域や募集区域を指定する仕組みが導入されます。しかしながら、広大かつ複雑な海洋生態系に対し、限られた調査期間・調査項目で十分な環境把握が可能であるのかについては、大きな疑問が残ります。特に、海鳥、海生哺乳類、回遊魚、漁業資源への長期的影響や、騒音・景観・海底環境の累積的影響については、科学的知見がなお不十分であり、「開発を前提とした調査」にならないか強く懸念されます。 3. 費用対効果および国民負担への懸念 洋上風力発電は、建設費・維持管理費・送電インフラ整備費が極めて高額であり、その多くが最終的に国民負担（電気料金、税負担）として転嫁される構造にあります。本改正法案においては、こうしたコストに対して、どの程度の発電安定性や経済的便益が見込まれるのか、国民に対する十分な説明がなされているとは言えません。費用対効果が不透明なまま制度的な後押しを強めることは、エネルギー政策として慎重であるべきと考えます。 4. カーボンニュートラル政策の位置付けの不明確さ 本法案は「2050年カーボンニュートラル」を前提として構成されていますが、その達成手段として洋上風力発電がどの程度有効性を持つのか、また他の選択肢（省エネ、分散型電源、既存電源の高度化等）との比較検討が十分に示されていません。目的であるはずのカーボンニュートラル自体が政策スローガンとして先行し、その実質的な意味や達成経路が国民に十分共有されていない中で、特定の電源開発を「前提」とする立法には疑問を感じます。 5. 「開発ありき」の制度設計への懸念 本改正法案全体を通じて、環境保全や地域合意は重要であるとしつつも、制度の基本構造は洋上風力発電の導入促進を目的とした「開発ありき」の設計になっているように見受けられます。本来であれば、開発を行わないという選択肢も含めた中立的な検討が担保されるべきであり、区域指定や手続合理化が結果として開発を既定路線化することのないよう、より厳格な歯止めが必要と考えます。 6. 海外企業の利益偏重および制度運用の透明性への懸念 洋上風力発電事業は、現状において海外企業や海外資本への依存度が高い分野であり、本制度による利益が主として国外に流出するのではないかと懸念があります。また、巨額の公的関与や補助、許認可が伴う事業である以上、政策決定過程や事業者選定において、政治的・経済的な不透明性が生じないよう、最大限の説明責任と情報公開が不可欠です。国民の間で不信や疑念を招くことのないよう、利益誘導や不適切な関係が疑われる余地を制度的に排除する仕組みを明確にすべきと考えます。 7. 結論 以上の理由から、本改正法案については、環境影響、経済合理性、政策目的の明確性、制度の中立性および透明性の観点から、なお慎重な再検討が必要であると考えます。国民的合意が十分に形成されないまま、洋上風力発電の導入を制度的に加速させることには反対いたします。	No. 1、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
47	洋上風力発電推進の規則改正案に意見を述べます。 まず（エネルギー自給率向上は重要ですが）、日本人の国益と環境保護を最優先にすべきです。 環境影響の懸念：EEZ制度創設と環境影響評価の一部除外は、鳥類・海洋生物への悪影響を無視。漁業海域侵食で食料自給率低下を招く恐れあり。改正を反対し、全ての評価手続を義務化・強化を求めます。地元漁業者の声（法定協議会）を絶対的に尊重。 外国人資本の制限：外国企業（中国等）の入札優遇が国家主権を損ない、サイレントインベーションを助長。改正案に国籍制限・使用禁止を追加。国内企業優先で、次世代核融合・水素エネルギーへ投資振り替えを提案。 国民参加と財政健全化：再エネ補助金の無駄を日本版DOGEで精査。地元経済活性化（地方創生）と調和しない推進は中止を。伝統的価値観に基づく持続可能な開発を求めます。	No. 1、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
48	日本国の利益に繋がらない洋上風力を含め、自然エネルギー事業は反対です。国産のインフラであれば検討は必要ですが、外国製の風車や外国資本での事業は断固反対します。	No. 1及びNo. 7の回答をご覧ください。
49	外国会社は、日本の安全安心で大事なエネルギー政策には、かからせてはいけません。また、太陽光パネル同様に必要性を検証して頂きたいです。請け負い会社ありきのエネルギー政策は、辞めて頂きたいです。	No. 1及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
50	本省令案を含む一連の制度改正について、まず、海洋再生可能エネルギー発電設備が国土及び国海域の利用、安全保障、産業基盤に直結する重要インフラであることを踏まえ、国が関与と管理を強化し、無秩序な開発や放置、撤去不能といった事態を防ごうとする方向性自体については評価したい。 洋上風力をはじめとする再生可能エネルギー事業は、もはや一企業や一自治体の裁量に委ねられる段階を超えており、国が責任主体として制度設計・監督を行うことは不可欠である。 一方で、本省令案を含む現行の政策運用には、より根本的な視点から再検討すべき重大な課題が存在すると考える。 第一に、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの位置付けが、国家エネルギー戦略全体の中で十分に整理されていない点である。 洋上風力は、出力が天候に大きく左右される不安定電源であり、ベースロード電源にはなり得ない。実際には、調整力としての火力発電や他の電源に常時依存する構造を持つにもかかわらず、その限界やコスト構造を正面から説明しないまま、量的拡大が前提となっているように見える。 国海域という不可逆的な公共資産を大規模に利用し、漁業、航行、安全保障、将来の利用可能性にまで影響を及ぼす事業である以上、「増やせるから増やす」という発想ではなく、「本当にそこまでして拡大する合理性があるのか」という問いが不可欠である。 特に、ベースロード電源にならない電源に国土及び国海域を広範に割り当てる判断については、国民に対して明確な説明責任がある。 第二に、再生可能エネルギー賦課金の在り方である。 再エネ賦課金は、任意の負担ではなく、国民から強制的に徴収されるものであり、実質的には税と同様の性格を持つ負担である。にもかかわらず、その負担の終期、対象範囲、国民経済への影響について十分な検証と説明がなされているとは言えない。 特に問題なのは、国民負担によって成り立つ仕組みでありながら、その果実が外国企業や外国製設備、外国の施工・サプライチェーンに流出している現状である。 再エネ賦課金という形で国民が負担する以上、その資金は本来、国内産業、国内雇用、国内技術の育成に還元されるべきであり、外国企業の利益確保に直結する構造は政策として強い違和感を覚える。 法的制約の有無は別としても、少なくとも「原則として国内製造・国内施工・国内企業優先」といった方針を明確に打ち出すことは、国民負担の正当性を担保する上で不可欠である。これを欠いたまま洋上風力を拡大することには賛成できない。 第三に、原子力発電を含めた中長期的なエネルギー安全保障の全体ロードマップが示されていない点である。 再生可能エネルギーをどの程度まで拡大し、どの電源がベースロードを担い、どの電源が調整力を担うのか、原子力発電をどのように位置付け、どの時間軸で活用するのか。こうした国家としての基本設計を示さないまま、再生可能エネルギーだけを拡大する政策運営は、極めて危うい。 エネルギーは経済活動の基盤であり、安全保障そのものである。原子力を含めた現実的な選択肢を排除し、理念先行で再エネを拡大することは、結果として国民負担の増大、電力供給の不安定化、産業競争力の低下を招きかねない。 再エネ拡大の前提として、原子力を含む中長期的なエネルギー安全保障ロードマップを国として明示することが不可欠である。 第四に、政策全体としての順序の問題である。 本省令案は制度運用の詳細を整備するものであり、その点では一定の合理性を有する。しかし、制度を精緻化すればするほど、「何のためにここまで整備するのか」という根本目的が曖昧なままでは、国民の理解は得られない。 再生可能エネルギーは目的ではなく手段であり、目的は国民生活の安定、産業基盤の維持、エネルギー安全保障の確立である。 その目的に照らしたとき、洋上風力をどこまで拡大すべきなのか、どの程度が適切なのか、再エネ賦課金を含む国民負担をどこまで許容するのかについて、国として明確な整理と説明が求められる。 以上を踏まえ、本省令案における管理強化や制度整備の方向性自体には一定の理解を示しつつも、 ・再エネ賦課金の抜本的見直し及び将来的な廃止を含めた検討 ・国民負担を原資とする事業における国内産業優先の原則確立 ・原子力発電を含めた中長期的エネルギー安全保障ロードマップの提示 ・ベースロードにならない電源に国土及び国海域を割く合理性の再検証 これらを行わないまま洋上風力を含む再生可能エネルギー拡大を進めることには、強い懸念を表明する。 国には、理念や数値目標ありきではなく、現実的で持続可能なエネルギー政策を、国民負担の在り方と正面から向き合いながら構築していくことを期待したい。	No. 1及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
51	・改正案第4条（学識経験者） 2名以上の人数要件でなく、意見に賛成・反対双方の立場から同数ずつ意見を聞くこととするべき。人数要件のみでは、政府案の追認となる可能性が高く、国民の意見が反映されない。 ・改正案第7条（公示） 官報やインターネットの利用に加えて、新聞・テレビへの公告記事・番組掲出を行うべき。	No. 3の回答をご覧ください。
52	設置募集区域の位置等の公告のところにつきましては、「官報及びインターネット等により行う」とされておりますが、影響を与えてしまう可能性がある業界や企業及び関連団体等への通知も必要です。 一番重要なところだけの意見となりますので関連しているものへは同じ思いとして提出させていただきます。	No. 3の回答をご覧ください。
53	第三条の学識経験者からの意見聴取は、「2以上の異なる見解の学識経験者の意見を聴かなければならない」とするのが意見聴取のあり方として適切と考えます。	No. 3の回答をご覧ください。
54	第2条（指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域の公告） 影響を及ぼし得る業界、企業・団体等への通知も必要かと考えられる。	No. 3の回答をご覧ください。
55	・促進区域指定の公告・指定手続きの具体化：学識経験者が必ずしも国民の安全安心の立場であるとは言えない。誰がどのように判断するのか？ここが国民にとって手の届かない不安要素です。公告と言いますが、近い地域でも全く情報を得ることが無く建設予定など知らなかったという人が沢山います。 ・設備・維持管理基準の設定：明確化が何になるんですか？撤去や原状復帰を完全に行なうという責任の所在と必ず国民に金銭的負担を掛けず完全に撤去する確約を取らなければ建設ができないという基準を作ってください。 ・カーボンニュートラル達成：2050年カーボンニュートラルの実現に向け、排他的経済水域（EEZ）での洋上風力発電導入を加速させるなど、まったくもって世界の方針に逆行していると思います。防衛上良くない、日本海に洋上風力発電は不適合、莫大な建設費維持費のわりに電力が得られないので洋上風力発電は廃止が妥当だと思います。 ・再エネ海域利用法：海域利用調整、促進区域指定、30年間の占用許可などを定める基本法。これは日本を潰すために行うのでしょうか？海洋国の日本に負の遺産を作らないでください。皆さん心の中では（こんなものは未来の日本人が困ることしかない）とお思いではないですか？どうしてトップダウンでしか行動できないのでしょうか？本当に洋上風力発電は必要だと思っていますか？20年しか持たないお金ばかりかかる環境破壊、健康被害いいところがない風力発電は即刻中止してください！撤退している企業は沢山あります。 ・再エネ特措法（FIT/FIP制度）：再生可能エネルギー発電事業者への支援（固定価格買取制度など）を定める法律。再エネ賦課金の余剰金がかかり高額になっていますね。それなのに何故国民から徴収するのか？還元してください。発電業者に支援しなければ儲けが出ないような「商売」は庶民は致しません！エネルギー問題は国民の大切なインフラですが民間企業が国のお金を使って事業を行うこと自体やめてもらいたい！もっと恒久的に考えられるエネルギー政策や研究開発に力を入れてください。	No. 3、No. 5、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
56	事業者が倒産して風車が海に放置されることを防ぐため、撤去費用の『事前積立』を事業認定の絶対条件にしてください。	No. 5の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
57	なぜ、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置対象を、排他的経済水域（EEZ）まで拡張する必要があるのか、その合理性が十分に説明されているとは思えない。 供給安定性、将来の海域利用の柔軟性、経済安全保障の観点から見ても、 固定的な発電設備を長期間EEZに設置することが 我が国の国益に資するのかは不明確である。 風車のゴミはどう処理するのか、環境負荷の課題が解決されていない。海の環境負荷、バードストライクの問題もある為、拡張することは反対だ。	No. 5、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
58	【意見1：漁業・海への影響について】 「由利本荘の海は、古くから豊かな漁場として私たちの食生活を支えてきました。巨大な風車を建てることで、魚の通り道が変わったり、工事の騒音で魚がいなくなったりしないか非常に不安です。一度壊れた自然は元に戻りません。改正案では、国が事業者を認可する際、もっと厳格に『地元漁師の声が100%反映されているか』をチェックする項目を設けてください。」 【意見2：生活環境・健康への影響について】 「自宅から海が近く、風車による低周波音や騒音が心配で夜も眠れません。また、美しい海岸線の景観が損なわれることは、市民にとって精神的な損失です。法律のルールを作るにあたって、事業者側の利益だけでなく、周辺住民の健康被害や精神的苦痛に対して、国が責任を持って調査・中止命令を出せるような仕組みにしてください。」 【意見3：説明不足と住民合意について】 「これまでの説明会は専門用語が多く、私たち普通の住民には非常に分かりにくいものです。一部の代表者だけでなく、一般市民が納得できるまで丁寧に説明することを法律で義務付けてほしいです。また、反対意見が多い場合には、無理に事業を進めるのではなく、白紙に戻す選択肢も明文化してください。」 【意見4：撤去や事故への不安について】 「数十年後、事業が終わった後に巨大な風車が海に放置されないか不安です。倒壊事故やオイル漏れが起きた際、由利本荘の海を誰が責任を持って元通りにするのか、事業者に厳しい供託金（保証金）を課すなどのルールを徹底してください。」	No. 5、No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
59	1. その海域を利用している、漁師や海運業者など意見を反映させる仕組みは、そもそもあるのかないのか知りたい。 2. 開発に反対する漁師や漁業者が多い場合、開発を許可しない又は中止させる権限が国や地方行政にあるのかないのか知りたい。 3. 海洋再生可能エネルギー施設が原因と考えられる事故が発生し海洋を汚染し漁師などに損害を生じさせた場合の責任者の所在は明確にしているのか知りたい。 4. 事故が生じ損害賠償請求額が確定した場合、その責任者の保証能力が乏しい場合どうするのか。事業を許可した国や地方行政にもその責任があると考え、その辺りの補償の仕組みはどうなっているのか知りたい。	No. 6の回答をご覧ください。
60	案に異論はない。ただ、海を使った再エネの代償として、魚が獲れなくなりそうで心配だ。そして今、津軽海峡は日本の領海ではなく公海だ。そこに外国船がたくさん通行している。そうすることで、海上でも海中でも、非核三原則をいわば死守しているといえる。でも、いいのか？新幹線や貨物列車が走る青函トンネルの上にいる外国船、いや原子力潜水艦が重大なトラブルを起こしたとき、あるいはミサイルが落下した際、北海道と本州が陸路でつながらなくなる危険性が高まる。 有事における鉄道利用を本気で考えるなら、津軽海峡を領海に組み込みこもう。もし、そこが領海ならば、事故の責任を強化する法整備を日本独自でおこなうことができ、一定のけん制効果が期待でき、国益を得る。領海の放棄は領土の放棄に匹敵する。日本政府がまさか、有事に公海下の青函トンネルが攻撃対象にならないと思っているのでしょうか？村田良平元次官の提言を無視せず、実行に移してください。	No. 6の回答をご覧ください。
61	他の国が演ってもいないことをワザワザ日本が急いでやる必要が無い。風力発電は電磁波が動物に悪いと言う事もちゃんと検証できているのか？ 悪影響が出たらその責任は誰が取るのか？ちゃんとしてもらわんと困る。	No. 6の回答をご覧ください。
62	環境破壊にしかならず、原状復帰が難しいと思われるため是非再考をお願いできないでしょうか。	No. 6の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
63	法律施行規則の一部を改正する省令案の各々の条項に該当するわけではないと思いますが、沿岸の陸上風力発電所や港湾内の洋上風力発電所を目の前に見ている石狩市民として、2025年北海道の秋サケ漁獲量が激減して「歴史的不漁」と言われている状況(2025年11月末)と、風力発電機の新設ラッシュに関係があるのではないかと懸念をしています。 再生可能エネルギーによる海域の利用促進が、水質汚染や海洋生物の生息域に影響を与える可能性が高いので、長期的な視点でもって、海洋環境の保護に取り組む必要があると思います。 環境保護におけるEEZの役割は、海洋資源の持続的な利用と地球規模の生態系保全に直結するものと聞いていますので、海洋環境保護の視点を忘れないでください。	No. 6の回答をご覧ください。
64	再生可能エネルギーは世界的に見ても既に「環境ビジネス」の一手段として風力発電、太陽光発電への撤退、見直しをされています。 我が国日本の努力義務を達成したとしても、全世界の気温は0.006度しか下がらず、その為に多額の血税を注ぐ意味がありません。その血税があれば我が国の直近の課題である少子化対策や既存の老朽化したインフラ整備に回すべきだと考えます。 又昨今、山に設置されている風力発電の影響(低周波)と言われている環境破壊によって、熊が人里に逃げ出沒する事案も全国で起きています。 海洋に人口的な風力発電を設置する事によって、海洋生物の生態系への影響も計り知れないと考えます。 我が国は地震による津波もあり台風の影響もあり、余剰電力となりうる海洋再生エネルギーをお金をかけてつくるよりその費用をいざと言う時の自然災害への対策費にまわすべきと強く要望します。改正する省令案に断固反対します。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
65	結論から言うと海洋再生可能エネルギーの推進には反対です。 環境への影響、漁業、林業への影響をきちんと国民に説明してください。 日本国民は海洋再生可能エネルギーなど求めてません。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
66	自然破壊は止めてください。原子力や火力・水力を中心に据えるべきです。自然エネルギー推進はEUによる日本の自動車産業潰し対策の一つです。多くの議員が献金してもらっていると思います。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
67	これ以上のエネルギー開発は必要と思いません 陸地だけでなく海上にも作る必要性を感じません 自然を壊さないで欲しい 今でも熊の問題が発生しているのに海上のプロペラの影響は海流にも及んでくのではと思います 海の生態系に必ず影響が出ると思われるので 条項の変更を認めるまでもありません 国交省は国内のインフラ整備にお金をかけて欲しい	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
68	ソーラーパネルの反省もないまま自然を破壊し後世に負の遺産を残す事例をし。 今度は、海の自然を破壊し自然や動物や様々な命を人の勝手です。 ちゃんとしているのか？ 私は反対です。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
69	洋上風力の設備にかかる費用もさることながら、海洋生物や自然に与える影響や人体への被害（音波や振動）などを考えると原子力を利用する方法を選択するべきだと思います。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
70	もう、これ以上の風力発電はいらない。自然を破壊し元へ戻すのはたいへんなことになります。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
71	工事による海洋汚染、生態系への悪影響、それによっての海面温度の変化、天候への影響に繋がる結果となりまったくエネルギー問題を更に大きくする可能性があると思います。辞める方向に舵をきくことが最善と思います。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
72	本改正案は、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を円滑に進めることを目的として、海域利用の制度整備を進める内容となっていますが、当該海域を長年利用してきた漁業者や地域住民の生活・生業への影響について、十分な配慮がなされているとは言えません。 海域は、単なる事業用スペースではなく、地域経済、文化、漁業活動、そして海洋生態系と密接に結びついた公共性の高い空間です。海域利用の促進を優先するあまり、既存利用者の權益や地域との合意形成が形式的なものにとどまることがあってはなりません。 また、海域利用に関するルール緩和や手続きの簡素化が進むことで、地域の実情が十分に反映されないまま事業が進められる懸念があります。海域利用の在り方については、より慎重で丁寧な制度設計が必要で す。 以上の理由から、本省令改正案については、拙速な改正を行うべきではなく、地域住民および漁業関係者との十分な協議と合意形成を前提とした再検討を求めます。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
73	意見の趣旨 青森県沿岸における海上風力発電事業の推進について、以下の理由から慎重な再検討、または計画の見直しを強く求めます。 意見の内容 1. 漁業・地域生業への影響について 青森県沿岸は、漁業をはじめとする地域の生業と密接に結びついた海域です。 海上風力発電設備の設置・建設・運用に伴う騒音、海底改変、航行制限等は、漁場環境や水産資源に長期的かつ不可逆的な影響を及ぼす可能性があります。 現時点では、これらの影響が十分に解明・検証されているとは言えず、地域漁業者の理解が得られているとは考えられません。 2. 環境・生態系への影響評価の不十分さ 青森県沿岸は、多様な海洋生態系を有する重要な海域です。 海上風力発電設備が海洋生物、渡り鳥、海流や底質環境に与える影響について、長期的・累積的な影響評価が十分に行われているとは言えず、予測の不確実性が大きいまま事業を進めることには強い懸念があります。 3. 景観・観光資源への影響 青森県の沿岸景観は、地域の文化・観光資源として重要な価値を持っています。 大規模な風力発電設備の設置は、景観の質を大きく変化させ、観光や地域イメージに悪影響を及ぼす可能性があります。これらの非経済的価値についても、十分に考慮されるべきです。 4. 経済性・費用対効果への疑問 海上風力発電は建設・維持管理・撤去に多額の費用を要し、最終的なコストは国民・県民の負担となります。 不安定な発電特性や、将来的な廃棄・原状回復の問題を含め、真に持続可能で合理的なエネルギー政策であるのか、改めて検証が必要です。 5. 合意形成の在り方について 地域住民や漁業関係者に対する説明・対話・合意形成が十分とは言えず、「決定ありき」で進められている印象を受けます。 地域の理解と納得を欠いたまま事業を進めることは、将来的な深刻な対立を生むおそれがあります。 結論 以上の理由から、青森県沿岸における海上風力発電事業については、 ・計画の凍結 ・影響評価の再実施 ・地域住民・漁業者を中心とした実質的な合意形成 を行った上で、慎重に判断されることを強く求めます。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
74	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令に対して、反対の意見を表明致します。 そもそも論で、海洋再生可能エネルギー発電設備が本当に必要なものなのでしょうか？ 太陽光パネルで、学んだ森林破壊、生態系破壊、土壌汚染、気温上昇（地球温暖化の一つの要因）等々から、日本の国土の破壊と侵略が行われむるも無残な状況となり、日本国民はその影響から、人体被害等により、苦しみ大変な損害破壊の大打撃を食らう状況が今です。 水力発電、火力発電、新しい核融合エネルギー、などの推進と原発の使用しながら徐々に水力発電、火力発電、新しい核融合エネルギー、など移行していくことに賛成。 日本の豊かな自然をこれ以上破壊する事、他国に対して利益をもたらすような事を推進していくことに断固反対を致します。日本の国土は日本を愛する人のものであり、利益を追求する人のものではありません。よって、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備以前に、海洋再生可能エネルギー発電の設置そのものをこれ以上一基もたててことに、断固反対を致します。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
75	このパブコメの存在を一体何人の国民が知っているでしょうか。 国民を馬鹿にするのでもいい加減にしてほしい。 風力発電で鳥が死にます。魚も居場所を失います。 人間の金儲けのために生き物を蔑ろすることに反対いたしますので こちらの法律施行規則の一部を改正する省令案にも反対いたします。 心あるご判断をお願いします。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
76	本意見は、 **「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」**について、日本の海洋環境、漁業、生態系、国民生活に対して重大かつ不可逆的な影響を及ぼすおそれがあることから、抜本的な再検討、もしくは白紙撤回を強く求めるものである。 1. 漁業および地域経済への深刻な影響について 千葉県においては、銚子市沖、九十九里沖、旭市沖、いすみ市沖など、漁業が地域経済の基盤となっている海域で洋上風力発電事業の計画が進められている。 これらの海域は、長年にわたり形成されてきた漁場環境と漁業者の生活基盤そのものであり、洋上風力発電設備の設置・運転が漁場環境に与える影響は極めて大きい。 しかしながら、本省令案には、漁業への具体的影響予測、長期的な環境変化の評価、実効性ある補償・保全措置が明確に示されていない。 これは、地域社会の持続可能性を軽視した制度設計であり、看過できない。 2. 生態系および野生動物への影響について 洋上風力発電設備は、海鳥の衝突事故、忌避行動による生息域の分断、繁殖・採餌行動への影響など、生態系に対する深刻な影響が国内外で指摘されている。 また、建設・運転時に発生する水中騒音や海底環境の変化は、魚類や海洋哺乳類を含む海洋生物に影響を及ぼす可能性がある。 実際に、これらの影響については未だ十分な長期的・包括的データが国内で蓄積されていないため、国立研究機関等が基礎調査を継続している段階にある。 このように科学的知見が未確立な状況下で、大規模かつ不可逆的な事業を推進することは、極めて慎重であるべきである。 3. 国際的動向との乖離について 海外では、洋上風力発電を巡り、環境影響評価の不十分さや生態系への影響を理由として、計画の見直し、停止、規模縮小が行われた事例が存在する。 国際機関においても、洋上風力発電が海洋回遊種や生態系に与える影響について、より厳格な評価と慎重な政策判断の必要性が指摘されている。 そのような国際的な検証や政策転換が進む中で、日本のみが十分な検証を経ないまま洋上風力発電の拡大を進めることは、政策判断として合理性を欠く。 結果として、日本が環境負荷や将来的責任を一方的に引き受ける構図となることへの重大な懸念を抱かざるを得ない。 4. 健康影響および低周波音等のリスクについて 洋上風力発電設備の稼働に伴う騒音や低周波音については、人間および動物の行動や健康に影響を与える可能性が指摘されている。 現時点で因果関係が完全に解明されていないとしても、不確実性が残る段階で事業を推進することは、将来世代に回復困難な負担を残すおそれがある。 5. 制度設計および行政責任の観点から 本省令案は、洋上風力発電の「促進」を前提として制度が設計されており、 ・環境影響が顕在化した場合の対応 ・事業終了後の撤去および原状回復の責任 ・将来的な国民負担の所在 について、十分に明確化されていない。 これは、行政の説明責任および将来世代に対する責任を果たす制度とは言い難い。 【結論】 洋上風力発電事業は、一度実施されれば後戻りができない不可逆的な環境影響を伴う可能性がある。 したがって、本省令案については、環境政策における予防原則の観点からも、拙速な施行を行うべきではなく、科学的知見の十分な蓄積と国際的動向を踏まえた上で、抜本的な再検討、もしくは白紙撤回を強く求める。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
77	洋上風力発電に反対です。これ以上、ご先祖様が守ってこられた日本の自然を破壊しないでください。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
78	再生可能エネルギーというのは生態系に被害があってもそれは再生可能と言えるのでしょうか？生態系を壊してしまう洋上風力発電はやめていただきたいです。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
79	洋上風力発電の導入促進の趣旨自体は理解するが、本省令案については慎重な検討が必要であると考え る。 第一に、洋上風力発電設備が海洋生態系や漁業活動に与える長期的・累積的影響について、現行制度では十分な評価や検証が担保されているとは言い難い。特に漁場利用の制限や操業安全への影響について、実質的な合意形成や補償の枠組みが不明確である点を懸念する。 第二に、洋上風力発電設備は航空管制レーダー、気象レーダー、船舶監視レーダー等への電波干渉を生じさせる可能性が指摘されており、航空・海上交通の安全確保の観点からも十分な事前検証が不可欠である。 さらに、防衛関連レーダーや警戒監視体制への影響について、国防・安全保障上の観点から慎重な検討が求められる。我が国周辺海域における監視能力の低下は看過できない問題であり、防衛当局との十分な協議と明確な基準設定が必要である。 以上を踏まえ、洋上風力発電の促進を前提とした拙速な制度運用ではなく、環境、地域社会、安全保障の観点を重視した慎重な制度設計を求める。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
80	ネガティブ情報が十分に説明されないまま、推進されることには断じて反対いたします。またネガティブ情報を十分に収集しようとする姿勢すら住民には感じられません。ヨーロッパでの実績から漁場に対する評価が始めているにも関わらず、懸念される事項が無いと住民や地方自治体に説明されることは、詐欺行為であると考えられます。 また、事業推進による結果責任が地方自治体にあるとする仕組みにも悪意を感じます 推進意見情報が先行し、ネガティブ情報を広く収集することすら拒否する姿勢及びネガティブ情報を周辺住民や自治体に周知されないまま、同意が得られたとする姿勢に悪意しか感じられません。 また、メガソーラー推進と同様に一度スタートしたら不備があろうが、一度立ち止まる仕組みを作らない事に憤りをおぼえます	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
81	メガソーラーもそうですが、洋上発電に関しても、環境破壊や、鳥などの生物に関する悪影響が懸念され、積極的に行うべきものではないと考えます。 別に考えるべきエネルギー政策があるはずですが、そもそも、脱炭素という考え方にも、疑問があります。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
82	私たち国民の立場からは、洋上風力発電を含む海洋再生可能エネルギー事業について、まずは「続けること」自体を一度立ち止まり、やめてほしいと考えます。 安全性、環境への影響、漁業や地域社会への負担、将来の撤去責任などが十分に解決・説明されないまま制度だけが整備されている現状には強い不安があります。国民的な合意が形成されるまでは、拙速な継続や拡大ではなく、事業の中止・見直しを優先すべきです。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
83	北海道の石狩湾沖の洋上風力発電ですが、レーダー網を攪乱させて、有事の際に敵の侵入を容易にする、という懸念を聞きました。 また、北海道乙部町の高周波による被害を聞くにつれ、洋上風力発電自体に非常に懸念を感じます。 外国は既に洋上風力発電から撤退していること、そしてその外国の機器で運用していることも如何なものかと思います。 洋上風力発電が北海道の風の力に耐えられなかったら爆笑ものですね。 そうでなくても、日本の技術を持ってしても神恵内の大森大橋が台風で落橋したことがあります。 特に北海道の洋上風力発電が大森大橋の二の舞になることを懸念します。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙		
「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果		
番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
84	陸上・沿岸での風力発電開発だけでは今以上の大型化を見込めず、排他的経済水域までも手を伸ばし、海洋の自然を壊すことに反対です。漁業資源の枯渇を心配して日本政府も漁業者もかなりの努力をされていると聞いています。最近ではイカ漁の規制がニュースになりました。タラやサンマすべて国が管理しているはず。それなのに海洋再生可能エネルギーを進めるとは理解できません。 どれだけの石油と希少金属などを使うのか、示してください。銅線も世界中で枯渇してきています。海外の資源をもってきて日本の繁栄をもたらすことは、将来的には地球規模の破壊です。温暖化対策に名を借りた経済侵略です。建設時の具体的な金額、撤退時に責任をもってどのように解体していくのかなど海外の例を示したうえで説明してもらわなければ、国民は意見の書きようがありません。 また日本政府は北朝鮮からのミサイルにも常に言及していますし、防衛費を拡大している今、海洋の利用についての関連が全く理解できません。 もっとわかりやすく公開して進めることが必要です。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
85	経済産業省 ホームページ 再エネ海域利用法の一部を改正する法律について 令和7年10月6日 産業保安・安全グループ 電力安全課 このページを読ませていただきました。 (再エネ海域利用法という名称になるのでしょうか。) たいへん残念です。 事業者が負担すべきかと思われる環境調査を、国民の税金を使って調査されるように見受けられます。再エネは、もともと、国民の電気エネルギー費用負担を抑えるような印象でしたが、今やどんどん負担増となっております。まず、再エネ賦課金で国民を苦しめ、事業者だけが儲かるしくみを作り出しました。 今回、さらに、事前の調査まで国民負担とし、事業者優遇としている点は、看過できません。 また、用語の使い方もいかがなものかと思われます。 再エネという略称は、再点検していただき意図頃です。 再生可能エネルギー。 再生可能であって、再生されるわけではありません。 水力発電なら、また、水をもとに戻せば同じ水ですが、 風量発電は、同じ風にはなりません。 さらに、洋上風力発電は、発電してもしなくても効率の悪い送電ですし、景観を汚しますし、海洋生物への影響も計り知れません。 ヨーロッパで失敗したと聞く風力発電。いらなくなったものを日本で売る、グローバル企業にのせられていませんか？官僚のみなさま。 もう、大規模太陽光発電と同様、大規模風力発電はいりません。風力発電も太陽光発電も、山奥の山小屋あたりの送電線が無いところで、小さく作って電灯やAV機器の充電くらいの需要を満たすのが、一番効率のいい電力の使い方でしょう。 だいたい 水と電気など まったくもって相性の悪いものを 海上に作るのを推進するなど、もうやめてください。 以上、忌憚のない意見でした。よろしくお願いいたします。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
86	再生可能エネルギーなるものの必要性自体に疑問。環境や人体への影響に懸念大。議論が必要と考えます。反対です。	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
87	私は洋上風力発電自体に反対です。 1. 前提の2050年までにカーボンニュートラルを目指すというが、世界の流れは、カーボンニュートラルに意義を見出さないという流れになってきている。日本政府は一度決めてしまうと、それを見直したり、考えなおしたり、方向転換したりすることができないようである。また国民が何を望んでいるか、積極的に国民の意見を吸い上げようとはしない。政府はひたすら拡大に向けて進んでいる感じがする。それは国民の意思とは真逆である。 2. 洋上風力発電は安定的にエネルギー供給はできず、常に火力発電などのバックアップを必要としている。お金をかけ、環境負荷をかけ、コストと見合わない二重投資である。 3. 環境、生物、健康被害が考えられる。 体調不良などの健康被害はすでにアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オランダ、そして日本で報告されている。また漁業関係者への説明責任も十分果たされていない。 4. 安全保障上の問題 自衛隊のレーダーサイトや空港のレーダーへの影響も懸念される。 5. 再エネ賦課金など国民への負担が大きい 電力会社を通じて再エネ発電業者へ年間2兆円国民の税金が流れている	No. 6及びNo. 7の回答をご覧ください。
88	風力発電は工事に際して海を汚染するのみならず、日本の海岸線の美しい風景を壊し、低周波の騒音は近海の生物に大きな影響を及ぼすと見られる。よって漁業関連者に対して十分な説明が必要であるし、事業者が外国法人の場合は安全保障上日本の防衛システムにいろいろな影響を及ぼすことが可能となる。事業者の法人の件はともかく現在の風力発電自体反対。日本の優秀な火力発電技術等を優先すべき。	No. 7の回答をご覧ください。
89	洋上風力発電は、建設費・維持費が極めて高額であり、FIT・FIP制度を通じて最終的に国民負担の増大につながる点を強く懸念します。また、発電量が天候に左右され不安定であるため、安定供給を担う電源とはなり得ず、火力発電等のバックアップを維持する必要があり、結果として二重投資になります。 さらに、海洋生態系や漁業、沿岸景観への影響について十分な科学的検証と地元合意が尽くされているとは言えません。台風・地震の多い日本の自然条件を踏まえると、安全性や事故時の責任の所在も不明確です。 再生可能エネルギーの導入は重要ですが、洋上風力ありきではなく、費用対効果、国民負担、エネルギー安全保障の観点から、より現実的で持続可能な電源構成を再検討すべきと考えます。	No. 7の回答をご覧ください。
90	日本は台風が多く、設備損壊の危険可能性が高い、また、すでに太陽光発電で、余剰がでている状態で、海洋発電という場所柄困難が予想されるのに、推進することはおかしい。	No. 7の回答をご覧ください。
91	1. 「洋上風力」は日本の海に本当にひつようですか？地理的に直ぐ深くなっています、技術的にも難しく費用もかかります。また、漁業などへの影響、身体的影響、基地への電波の影響などリスクが大きいです。 2. どこが開発、管理するかもとてもじゅうようです。太陽光パネルでは会社がコロナ変わり資本金1万円の海外の合同会社で開発が間違っても何も責任を取らずに地域や国民(再エネ賦課金)が負担する仕組みばかり作られています。そのようなことがないようにしていただきたいです。県なども申し入れをしているといっても中止をいっても中止されず、担当の会社もどこかわからないようなことには断じてなりませんようにきちんと管理、違反した場合は即刻中止にして欲しいです。 3. 必ず住民等に説明会を開いてください。	No. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
92	洋上風力発電の範囲縮小に賛成です。 理由は以下の3点です。 1) 基本的に、風力発電からの発生音は生物には身体的に良くない。 少なくとも不定愁訴を呼ぶ以上、あらゆる生物に良くないと思います。 2) 潜水艦の音などをわからなくし、国家安全保障を覆しかねない。 実際の海上自衛隊のBから、音がわからなくなり、非常に問題であるという話を伺っております。唯一かつ最も大事な潜水艦の優位性を失わせるような、国家安全保障を眼中に置かない単眼的なエネルギー開発は、やめるべきです。 3) 風力発電として十分なエネルギーは得られない。 偏西風が常に強いヨーロッパと一緒にしないほうが良いです。 以上です。ぜひ、大きく縮小して、超小型原子力や核融合にエネルギーの軸を移して下さい。恒常性のあるベースロード型が最も大事であり、揺れが大きいようなものは、個人範囲でやっても、国家としてやるべきものではありません。	No. 7の回答をご覧ください。
93	洋上風力発電は既に欧米で破綻したビジネスモデルで、日本の大手商社も既に多額の負債を計上し、撤退しています。 音による人的被害、台風による破損リスク、鳥の被害、景観の破壊、電気代上昇と何をとってもよいことは一つもありません。 自分が儲かるから、自分が出世できるからとこの政策を進めるのはもう辞めにしませんか？ 日本国民、皆さんの家族、子供たちのために、勇気をもって計画を中止しましょう。 どうか、宜しくお願い致します。	No. 7の回答をご覧ください。
94	発電量が少なすぎてほとんど意味のない発電方法だと思います	No. 7の回答をご覧ください。
95	風力発電、太陽光発電は、天候に左右され不安定なので、必要ない。 原子力発電、地熱発電などを推進すべき。	No. 7の回答をご覧ください。
96	アメリカを中心とする世界はすでに脱炭素再生エネルギー詐欺だと断定して再生可能エネルギーへの投資をはじめとする今までの改革をストップしている中新たに再生エネルギーを促進するだなんて日本は間違っています。断固反対です。	No. 7の回答をご覧ください。
97	欧州では失敗し、撤退している事業なのに勝ち目はあるのでしょうか？アメリカは撤退していると思います。日本においては毎年、台風も接近し、維持管理が難しいと思います。 海洋再生可能エネルギーではなく、メタンハイドレートの技術開発と生産技術・実用化を世界に先駆けて推進する事に注力すべきと考えます。それこそ国益に値する予算の使い方ではないでしょうか。 仮に、海洋再生可能エネルギーの関連設備、技術がすべて国産化であること、勝算ある事業あるのであれば、法整備に関して異論ありません。	No. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
98	太陽光発電もありますが、電力の備蓄に課題がある現代に於いて大きな電力を作って送るという方式に頼らない電気利用方法も取り入れて欲しい。 風力発電なんてロスが多すぎるし経年劣化やメンテナンスを含めてハイリスクローリターンでしかないと思える。 使う人が使う場所で電気を作る、それが一番ロスが無いし日本という厳しい地理環境にある国には向いている。 屋根の上に太陽光発電、自宅に小型風力発電を設置する場合に補助金で支えるのは理にかなっている。 大きな工場や企業なら尚更大きな電力を生み出せるし補助があれば助かる。 更に、もっと基礎研究にも税金を投入して課題解決に取り組みたいと思っている若い人達を支援して欲しい。 日本なら水力発電、地熱発電、歩行や車の振動で発電する新しいシステム等、まだまだ新しい技術を生み出すことができるはず。 子供を作り生活をしていく場面に安定があれば、勤勉な日本人は頑張るし自然に富んでいく。 そもそも日本では自宅プールや豪邸やブランドで固めた生活をしたいという層は殆どおらず、食うに困らず未来に大きな心配が無い生活があれば十分幸福度が上がって地域や人のために頑張る人種です。 たった100年の人生、頑張れるのはせいぜい40年程度です。 せめてその間だけでも夢を持って生きていける日本にしてください！！	No. 7の回答をご覧ください。
99	洋上風力には反対です。	No. 7の回答をご覧ください。
100	洋上発電は英国等と違い、日本では日本近海では台風が多く発生しており、オーバーロードリスクがあり不適だと考えます。 また風力発電で故障が発生した場合は、ヘリコプターなどで修理が必要なため、洋上風力発電機上にヘリポートも必要であり、メンテナンスコストも高くなります。 ブラックロックを含めて再生エネルギーへの投資は減少方向で海外では再生エネルギーから化石燃料への投資は減少傾向であり、日本のこの法施行は世界の潮流とはズレているのではないかと思います。 この洋上発電や再生エネルギーによって、地球の温暖化に対してどの程度、抑制効果があるかシミュレーションがされているのでしょうか？ またこれによる費用対効果も明確にすべきだと思います。 日本も風力発電ではなく、シェールガスやメタンハイドレートといった他のエネルギーへの投資へとシフトチェンジするべきだと思います。	No. 7の回答をご覧ください。

別紙	「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の実施結果
----	---

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
101	風力発電が気紛れ発電と言う事は周知の事実、あたかもこの発電がベース電源になり得るかのような説明は止めて頂きたい 風力発電やソーラー発電はあくまで補助であり、増強すべきはベース電源である 仮に国内の火力、原発、水力が発電不可となった場合、全国に風力発電を数百倍、数千倍設置しても無風状態や弱風状態があり、国内産業には賄えないのである。では、これを高性能バッテリーに蓄電して、...とした場合もこのバッテリーを国内産業で消費するだけの容量が必要になる。 メンテナンスにおいても地上でも大変なのに海上なら尚更である。 何れにしても気紛れ発電に予算をかけるのは、それこそ未来に負担をかけるものである	No. 7の回答をご覧ください。
102	再生可能エネルギーは日本には必要ありません。 地球温暖化の原因は二酸化炭素ではありません。 利権のための再エネ賦課金をただちに中止してください。	No. 7の回答をご覧ください。
103	そもそも再生可能エネルギーの意義自体が疑わしくなっているので、再考が必要と思います。	No. 7の回答をご覧ください。
104	排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に係る規定等が追加されるというのだが、排他的経済水域に再生可能エネルギー発電設備を設置することそのものに反対する。 理由： 1) 電気料金の高騰を招く 秋田県沿岸域の洋上風力発電3事業から三菱が撤退したことから自明であるように、資材価格・原油価格の高騰から、洋上風力発電の建設及び維持管理コストは非常に高いものになっている。沿岸域の事業でさえ安価な電力供給が不可能になって撤退したというのに、より遠方の海域に建設した事業はさらに電気料金の高騰を招くことが予想される。そのコストを負担するのは我々消費者である。ただでさえインフレで生活がひっ迫してきているのにこれ以上の負担増は勘弁してほしい。 2) 欧米と比べて風況が劣る日本では、風力発電の設備利用率は低く、安定した電源となり得ない。今後さらに増大すると言われる電力消費を賄うのにふさわしい電源と言えない。	No. 7の回答をご覧ください。
105	日本の漁業や漁業関係者に対してデメリットが多いと思います、海外を見ているとそこまでのメリットが見込めません。 もとより今の日本政府の再生エネルギー事業 自体が信用できないです 私はこの省令案に対して反対します	No. 7の回答をご覧ください。
106	洋上風力発電を進める事そのものにまず、反対です。 地球温暖化防止に効果はほぼゼロで、莫大な費用が掛かるために、過剰な補助金を出し、税金を無駄に使用することに反対です。	No. 7の回答をご覧ください。
107	今時世界及び日本のエネルギー需給の現状は、更なる海洋風力発電は不要なばかりか却って悪害甚だしく、必要性はないと考える。	No. 7の回答をご覧ください。